第31回日本臨床スポーツ医学会 学術集会

シンポジウム9:スポーツ現場における法整備

4. スポーツイベント時の救護活動用ドローンと航空法

山口洋一朗*, 舩元太郎*, 田島 卓*, 帖佐悦男*

●はじめに

現在世界中でUnmanned Aerial Vehicle (UAV), いわゆるドローンが使用されているのは周知の事実である.メディカル用途としては、遭難者捜索やAEDの輸送、輸血用血液搬送、医薬品や検体搬送などに使用されている。オーストラリアでは遭難者にドローンが救命具を投下し、実際に救助に貢献した事例も報告されている.

本邦では年間 200 件以上のトライアスロンを含むオープンウォーター競技が開催されており、その競技での死亡事故は 10 万人当たり 15 人と報告されており¹⁾、その 79~93% がスイム中に発生している^{2,3)}、こういった競技中の死亡事故を減らす為に、要救助者を早期発見し早期救護に結び付けることが重要と思われる.

現状でも多数のライフセーバーが配置され競技を安全に行うために多大なる努力がなされているが、やはり地上や水上からの監視では多数の参加者がいる競技エリア全体の把握は難しい.その点、上空からであれば比較的容易に行うことができる。

そこで我々はドローンを用いてトライアスロン 4大会でオープンウォーター競技中に競技エリア 監視を行った. その運用の実際について, 航空法 及び関連法案の観点も交えて報告する.

●メディカル用途ドローンの実際

宮崎県で秋季に開催された4つのトライアスロン大会で運用を試み、雨天により飛行できなかった1大会以外で実際の運用が可能であった。それ

ぞれ 500 人以上の参加者がいる比較的規模の大きな大会であった.

ドローンからの映像はコントローラーから PC を介して救護所に伝送を行った (図1). ドローン から得られた画像であるが、競技中に白波をか ぶっているエリアやライフセーバー・水上バイク の向きや配置などが詳細に確認できる (図2). 同じ競技中に地上の監視所からみた競技エリアである. もちろん地上からの監視も重要ではあるが、全体像を把握できるとは言い難い (図3).

ドローンからの映像の特徴としてはやはり会場 全体が俯瞰で確認でき、競技の全体像が容易に把 握できることである。ただ、現状では被写体から ある程度の距離をとる必要があるため光学ズーム が可能なカメラを搭載した機種が望まれる。そし て競技者の真上から低高度で監視することがもっ とも詳細な映像を得られるが、本邦の現状では法 規制により非常に難しい。また、ドローンの飛行 特性上、天候に対しては脆弱な面があった。

●ドローンに関連する法案

ドローンの飛行に関しては、主に航空法・小型 無人機等飛行禁止法・都道府県条例が大きく関与 してくる.

まず、国土交通省が定める航空法であるが、第 132条が主にドローン関連の条文となる。本邦では2015年に首相官邸屋上にドローンが落下した 事件などをきっかけに法整備が進むこととなった。2015年には改正航空法が施行され夜間飛行の 禁止・目視外飛行禁止・イベント上空での飛行禁止・物件投下や危険物輸送の禁止などが明記された。また、2020年には飲酒時の飛行禁止や飛行前 点検の実施、危険操縦の禁止なども明文化された。

^{*} 宫崎大学整形外科

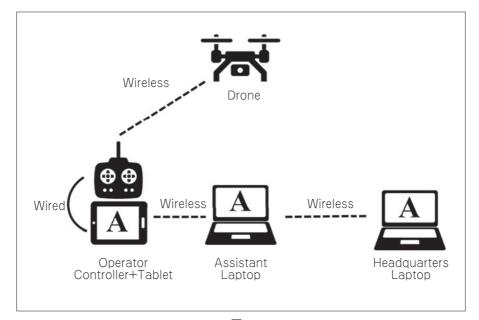


図 1



図 2

捜索または救助のために飛行させる場合は特例が 適応されるが、この際にも運用ガイドラインが発 表されており軽率な運用は厳に慎まなければなら ない (航空法第132条の3の適用を受け無人航空 機を飛行させる場合の運用ガイドライン, 平成27 年11月17日付国空航第687号 国空機第926 号). また、航空法の一部は200g未満の小型ド ローンには適応されないが、第99条は以前から存 在する法律であり、こちらは200g未満の小型ド ローンにも適応される. 航空法におけるイベント 上空での飛行の場合、国土交通省はドローンから ある程度の範囲内に第三者が立ち入らないように することを求めており、ドローンの飛行高度が高 くなるにつれて立ち入り禁止区域も広くなる. 係 留装置や落下の際に衝撃を緩和するシステムを用 いることで安全対策を行うことができるが、競技 エリアを含む会場で第三者の直上を飛行させると いう行為は、国土交通省の許可を得難いものであ



図 3

ると言わざるを得ない.

2016年に施行された小型無人機等飛行禁止法 (重要施設の周辺地域の上空における小型無人機 等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律 第九号))は重要施設周囲での飛行を禁止してい る.これは200g未満のドローンにも適応される. また、県の条例など、公園などでのドローンの飛 行が禁止となっている場所も多い.

一部航空法の規制対象外となる前述の 200g 未満の機体であるが、現在は技術の進歩により 200g 未満の軽量ドローンでもかなり高解像度の映像をリアルタイム伝送可能である。だが、国会ではこういった機種も今後は規制の対象としていく方針になっている。実際、今後は機体重量が 100g以上も規制対象となる見込みである。一方で機体

認証・操縦ライセンスを制度化し第三者上空や目 視外ので飛行が可能となるよう法整備が進めれら れている.特に物流に関する運用方法では都市を 含む地域での荷物配送の実現化に向けて法整備が 進められている.今後どのような環境になってい くかを注視する必要があり,法規制を常に把握し ていかなければならない.

ドローンに関連する主な規制は前述のようなものであるが、飛行場所が多岐にわたるため、それ以外にも様々な法規制が絡んでくる。機体を無線操縦するという特性上電波法が関与してくる機種も存在する。

●おわりに

ドローンに関しては近年急速に技術発展が進 み、法規制がそれを追いかけてきたという側面が 4. スポーツイベント時の救護活動用ドローンと航空法

ある. ただ, いきすぎた規制は技術の進歩を妨げるが, 汎用性が高すぎるため規制が存在しないと 悪用のリスクが高いという問題もある. 今後はこういったことのバランスを保ちながらドローン技術は発展を続けていくと思われ, 医療用途でもその使用用途はさらに拡がっていくだろう.

文 献

- Kim JH, Malhotra R, Chiampas G, et al. Cardiac arrest during long-distance running races. N Engl J Med. 2012; 366: 130-140.
- Harris K, Henry JT, Rohman E, et al. Sudden Death During the Triathlon. JAMA. 2010; 303(13): 1255-1257
- 3) Dressendorfer R. Triathlon swim deaths. Curr Sports Med Rep. 2015; 14(3): 151-152.